

天草市子育て支援課からのお知らせです。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、令和４年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を開始しています。

支給対象者のうち、「令和４年４月分の児童扶養手当受給者」及び「令和４年４月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者であって、令和４年度分の住民税均等割が非課税である人」には、すでに６月３０日に支給しています。

ただし、次のいずれかに該当する人は、令和５年２月２８日（必着）までに申請が必要です。

① ひとり親世帯分（次に該当し、かつ児童扶養手当の支給制限限度額未満の人）

- (1) 公的年金給付等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない人
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変した人

<https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0038091/index.html>

② ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分（ただし、ひとり親分の給付金を受給している人を除く。）

- (1) 高校生のみを養育している人や公務員で所属長から児童手当の支給を受けている人であって、令和４年度分の住民税均等割が非課税である人
- (2) 令和４年度分の住民税均等割が課税世帯であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が非課税相当収入限度額未満の人

<https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0038096/index.html>

詳細につきましては、各URLからホームページをご確認いただくか、子育て支援課（２７－５４００）までお問い合わせください。